

総合整備計画書

阿賀町 綱木辺地

1. 辺地の概況

(1) 人口及び世帯数 1 2 5 人 6 1 世帯
(うち地域の中心を含む 5 km²以内の面積の区域の人口 1 2 5 人 6 1 世帯)

(2) 面積 0. 9 0 km² { 宅 地 0. 1 3 2 km²
農 地 0. 2 6 7 km²
山 林 0. 4 5 2 km²
その他 0. 0 4 9 km²

(3) 辺地を構成する町又は字の名称

新潟県東蒲原郡阿賀町（綱木）

(4) 地域の中心の位置

新潟県東蒲原郡阿賀町 綱木 2 2 0 1 番地 1

(5) 辺地度点数 1 5 8 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢及び住民の日常生活の現況

当該辺地は三川地域の北部に位置し、岩盤層に囲まれ一級河川「綱木川」に沿った河岸段丘の峡間に形成された集落である。気象条件は、日本海側気候に属し、高温多湿で降雨量も多く、冬期は 2 m を超える積雪があり、根雪期間は 1 2 月下旬から 4 月にも及ぶ特別豪雪地帯である。

交通は、主要地方道新発田津川線が通っており、集落の主要な道路として通勤通学等、基幹的な役割を果たしているが、集落内狭小路線等における冬期間の除雪体制の確保が重要な課題となっている。

(2) 公共的施設の整備についての基本方針

当町は新潟県内においても豪雪地帯であり、通勤通学路の確保・孤立集落の解消に努めている。当該辺地の狭小路線等は、大型除雪機械が通行できないため、小型除雪機械による除雪作業を行うことにより、辺地内住民の生活路線等を確保し日常生活の安心安全を図る必要がある。

(3) 各区分の施設整備についての方針

ウ. 生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保

小型除雪機械を整備（更新）することにより、狭小路線等の除雪作業の効率化が図られ、冬期間における生活路線を確保する。

3. 公共的施設の整備計画

令和6年 ～ 令和8年（3か年）（単位：千円）

番号	施設名	事業主体	事業費 ①	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ① - ② ③	
1	小型除雪機械 整備事業	阿賀町	3,000	0	3,000	3,000
合 計			3,000	0	3,000	3,000

注1) 2(1)は当該辺地とその他地域との間にどのような格差があるかがわかるように記述すること

注2) 2(2)は公共的施設の整備によって2(1)の格差がどう是正されるかがわかるように記述すること

注3) 2(3)はア～オの区分毎に2(2)の基本方針を踏まえて説明すること

注4) 3「公共的施設の整備計画」は計画変更の場合、変更後の数値（新規事業の追加の場合は新規事業の数値）を上段に（ ）書きすること。